

<報道発表資料>

.....

平成23年2月1日

都市計画

第216回埼玉県都市計画審議会を開催します

飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてなど
9議案を審議します

埼玉県は、第216回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成23年2月8日（火） 午後2時から
- と ころ さいたま市浦和区常盤4-11-8
知事公館 1階 大会議室
電話 048-831-6046
- 議 題 別記のとおり
(議第4939号から4947号の9議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(知事公館中2階 応接室)へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとされています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 1 6 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 3 9	飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	飯能市	県
4 9 4 0	飯能都市計画用途地域の変更について	飯能市	県
4 9 4 1	飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について	飯能市	県
4 9 4 2	志木都市計画道路の変更について	志木市	県
4 9 4 3	志木都市計画用途地域の変更について	志木市	県
4 9 4 4	川越都市計画道路の変更について	日高市	県
4 9 4 5	幸手都市計画道路の変更について	幸手市・杉戸町	県
4 9 4 6	幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について	幸手市	一
4 9 4 7	草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について	草加市	一

別記

【議案名】

議第 4 9 3 9 号 飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

飯能市の飯能大河原地区は、これまでに主に住居系市街地の形成を図るべき地区として位置付けてきました。しかし、飯能市内の人口減少により宅地需要が低迷し、圏央道狭山日高インターチェンジから 5 k m 圏内で工業地としての需要が高まったことから、有効な土地利用を図るため飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 0 4 8 - 8 3 0 - 5 3 4 1

【議案名】

議第4940号 飯能都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

飯能市の飯能大河原地区は、土地区画整理事業を円滑に進めるため、都市基盤整備が整うまでの間、建築制限のもっとも厳しい第一種低層住居専用地域を指定していました。このたび平成23年度に都市基盤整備が整うことが確実となったことから、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して用途地域を変更するものです。

変更前：第一種低層住居専用地域（80／50）	約137.7ha
変更後：工業地域（200／60）	約104.7ha
準工業地域（200／60）	約21.1ha
第一種住居地域（200／60）	約11.9ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4941号 飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について
（県決定）

[議案概要]

飯能大河原地区における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を受けて、工業地以外の区域について、住宅地としての土地利用を図っていく方針を明確にするものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 住宅課 企画担当

直通番号 048-830-5571

【議案名】

議第4942号 志木都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

志木市の都市計画道路3・5・8号宗岡志木環状線を次のように変更するものです。

3・5・8号 宗岡志木環状線

- ・一部区間を廃止する。
- ・車線数を2と決定する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4943号 志木都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

志木市の下宗岡二丁目地区について、都市計画道路3・5・8号 宗岡志木環状

線の一部区間を廃止することに伴い、沿道に定めていた用途地域を変更するものです。

変更前：第一種住居地域 (200/60) 約1.8ha

変更後：第一種中高層住居専用地域 (200/60) 約1.8ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当

直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4944号 川越都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

日高市の都市計画道路3・4・33号高麗川駅東口通線を3・5・33号高麗川駅東口通線に名称を改めるとともに次のように変更するものです。

3・5・33号 高麗川駅東口通線

- ・起点を変更し、延長を約620mから約640mにする。
- ・幅員を18mから14mに変更する。
- ・車線数を2と決定する。
- ・駅前広場の位置を変更し、面積を約2,700㎡から約2,100㎡にする。
- ・名称について、幅員変更による規模番号を4から5に変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4945号 幸手都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

幸手市、杉戸町の都市計画道路3・4・38号杉戸幸手栗橋線と幸手市の都市計画道路3・4・39号西口停車場線を次のように変更するものです。

3・4・38号 杉戸幸手栗橋線

- ・一部区域の幅員を変更する。
- ・車線数を2と決定する。

3・4・39号 西口停車場線

- ・起点を変更し、延長を約420mから約410mにする。
- ・一部区域の幅員を変更する。
- ・車線数を2と決定する。
- ・駅前広場の形状を変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4946号 幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画に係

る意見書について

[議案概要]

幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業の事業計画を定めるにあたり、事業計画を平成22年10月26日から平成22年11月9日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに1通1名の意見書の提出がありました。このため、土地区画整理法第55条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

直通番号 048-830-5383

【議案名】

議第4947号 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について

[議案概要]

草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業の事業計画を定めるにあたり、事業計画を平成22年10月5日から平成22年10月19日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに5通5名の意見書の提出がありました。このため、土地区画整理法第55条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 区画整理担当

直通番号 048-830-5383